

株 主 各 位

証券コード7979

平成18年6月9日

京都市東山区福稲上高松町11番地

株式会社 松風

取締役社長 太田 勝也

第134回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第134回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月28日(水曜日)午前10時

2. 場 所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松 風 (本社 厚生館)

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第134期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結貸借対照表及び連結損益計算書の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第134期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第134期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 監査役補欠者1名選任の件

4. 代理人によるご出席の場合

代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

5. 修正事項の通知方法

本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ <http://www.shofu.co.jp> において、その旨掲載します。以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原油や素材価格の上昇という不安材料はありましたものの、企業業績の改善を背景に民間設備投資や個人消費が堅調に推移し、緩やかな回復が継続しました。

当歯科業界におきましては、医療費本人3割負担の影響も弱まり、歯科医療費もわずかながら増加に転じるなど、明るい兆しも窺えました。その一方で、昨年4月の改正薬事法施行に伴い、医療機器の安全性の向上と市販後の安全対策の充実という要件が各メーカーに課せられ、医療費抑制政策という量的規制だけでなく、質的にも高い水準が求められることとなり、経営環境は一段と厳しさを増しております。

このような状況下において、当社グループは、引き続き新製品を投入するとともに、積極的できめ細かな販売政策を進める一方、生産面では全社を挙げてのコストダウン活動を展開し、競争力の向上に取り組んでまいりました。

国内におきましては、グラスアイオノマー系レジンセメント「ハイ・ボンド レジグラス」を新たに市場投入するとともに、前期に販売を開始した歯科用デジタルカメラ「アイスペシャル」、無酸素吸引加圧方式自動鑄造機「アルゴンキャスターA E」、ホームホワイトニング材料「松風ハイライト シェードアップ」等の既存品の販売にも注力いたしました。また、歯科医療のレベルアップを図るため、エンドユーザーのみならずとの連携を密にする場として、各種講習会やセミナーを積極的に展開してまいりました。そして、これらの活動をより充実させるため、本社敷地内において研修センターの建設に着手いたしました。

海外におきましては、拡大する中国マーケットに対応するため、生産子会社の設立に続いて、中国に当社全額出資による販売子会社「松風歯科器材(上海)有限公司」を設立、製販両面の体制を構築いたしました。

このように、歯科業界を取り巻く環境は引き続き厳しいものがございましたが、新製品の効果的な投入と安定した主力製品の需要に支えられ、連結国内売上高は113億50百万円と、前期に比べ2億92百万円(2.6%)の増収となりました。

また、海外におきましても、中国での販売子会社設立にあたり一時的な流通在庫調整等の影響はありましたが、北米市場での売上げが堅調に推移し、さらに為替レートの好転もあったため、連結海外売上高は32億99百万円と、前期に比べ1億26百万円(4.0%)の増収となりました。

この結果、当期の連結売上高は過去最高の146億50百万円と、前期に比べ4億18百万円（2.9%）の増収となりました。

利益面につきましては、これら増収効果に加えて、セールスマックスの好転やコストダウン活動などにより売上原価率が低下したことによって、連結営業利益は13億8百万円と、前期に比べ1億14百万円（9.6%）の増益となりました。

連結経常利益は、連結営業利益の増加に加え、受取配当金や保険収入等の増加もあり、13億44百万円と、前期に比べ1億43百万円（12.0%）の増益となりました。

また、当期純利益は8億22百万円となり、前期に比べ28百万円（3.5%）の増益となりました。

なお、当社株式の流動性の向上及び投資環境の整備を目的として、平成18年2月1日付で1単元の株式の数を1,000株から100株に変更いたしました。

(2) 企業集団の商品別の売上高

年 度 分 類	第133期		第134期(当期)			
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	前期比	
					増減額(千円)	増減率(%)
人 工 歯 類	2,800,308	19.7	2,697,576	18.4	102,731	3.7
研 削 材 類	3,479,212	24.4	3,659,773	25.0	180,560	5.2
金 属 類	469,637	3.3	462,997	3.2	6,639	1.4
化 工 品 類	2,673,141	18.8	2,748,907	18.8	75,766	2.8
セメント類他	1,384,107	9.7	1,531,646	10.4	147,538	10.7
機械器具その他	3,425,170	24.1	3,549,338	24.2	124,168	3.6
計	14,231,576	100.0	14,650,239	100.0	418,663	2.9

(3) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当期中に実施いたしました設備投資は、4億95百万円であります。その主なものは、現在建設中の新研修センター取得に係る設備投資です。

これらの設備投資に必要な資金は、すべて自己資金で賄いました。

(4) 営業の成績及び財産の状況の推移

企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第131期	第132期	第133期	第134期(当期)
		平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで
売 上 高(千円)		14,314,831	14,141,143	14,231,576	14,650,239
経 常 利 益(千円)		985,689	1,044,728	1,200,794	1,344,693
当期純利益(千円)		331,364	632,673	794,823	822,935
1株当たり当期純利益		30円91銭	56円34銭	47円91銭	49円42銭
総 資 産(千円)		21,692,490	22,141,308	22,016,527	24,985,878
純 資 産(千円)		16,185,083	17,037,170	17,881,172	19,576,483

当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第131期	第132期	第133期	第134期(当期)
		平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで
売 上 高(千円)		12,714,711	12,664,296	12,615,894	12,832,189
経 常 利 益(千円)		721,148	669,357	874,232	1,037,800
当期純利益(千円)		221,931	445,918	458,044	664,703
1株当たり当期純利益		20円77銭	38円76銭	26円70銭	39円59銭
総 資 産(千円)		19,852,016	20,264,681	19,905,013	22,576,202
純 資 産(千円)		14,975,648	15,747,246	16,240,481	17,632,920

(注) 第132期から、「商法施行規則の一部を改正する省令(平成15年2月28日法務省令第7号)」による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類を作成しております。このため、従来の「当期利益」、「1株当たり当期利益」は、それぞれ「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」として表示しております。

(5) 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済は、量的緩和政策の解除による金利動向や原油価格の上昇等懸念材料もありますが、設備投資や個人消費の順調な改善もあって、引き続き回復基調を辿るものと思われまます。

しかし、当歯科業界は、昨年12月に医療制度改革大綱が策定され、平成18年度診療報酬は 3.16%と過去最大の引き下げ幅となり、これらによる大きな影響を受けることが懸念されます。したがって、販売競争も一段と熾烈を極め、当社グループを取り巻く環境につきましては、今後も厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況の下で、当社グループは、品質競争力、価格競争力、マーケティング力の強化を重点課題に掲げ、グループの総力を挙げて、さらなる企業価値の向上に取り組んでまいります。

国内におきましては、歯科疾病構造の変化を踏まえ、成長が予想される審美・予防・口腔衛生分野に対して、これまで培ってまいりました高い技術力を背景に、高品質・高付加価値の製品を供給し、市場を創出してまいります。既存製品につきましても、顧客指向を徹底し、きめ細かな販売政策により、シェア拡大を図ります。

海外におきましては、欧米市場でのマーケティング活動を強化し、世界市場をターゲットとした製品開発を進め、戦略的な製品投入に努めるとともに、BRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）をはじめとした今後需要拡大が見込まれる海外市場にも重点的に販売活動を展開してまいります。また、当期に販売子会社を設立した中国市場での存在感をさらに高めるべく、積極的に活動を推進いたします。

生産面では、現場単位のコストダウン・プロジェクトを一層推進し、生産性の向上とさらなる原価低減に取り組むほか、中国における生産拠点の本格稼働により、当社グループとしての生産力の拡大と価格競争力の強化を目指します。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

会社の概況（平成18年3月31日現在）

（1）企業集団の主要な事業内容

当社グループは、歯科材料及び歯科用機器の製造・販売を主な事業としており、主要製品は次のとおりであります。

品 種 別	主 要 製 品
人 工 歯 類	陶歯、歯科用陶材、硬質レジン歯、レジン歯
研 削 材 類	歯科用研削材、歯科用研磨材、工業用研磨材
金 属 類	歯科用金属
化 工 品 類	歯科用合成樹脂、歯科用印象材、歯科用ワックス
セメント類他	歯科用セメント、歯科用石こう、歯科用埋没材
機械器具その他	歯科用機器、歯内療法用器具、歯科用矯正器材、変色歯漂白剤、感染予防製品、美容器具

（2）企業集団の主な拠点等

当社

本 社	京都市東山区福稲上高松町11番地
東 京 支 社	東京都文京区
札 幌 営 業 所	札幌市中央区
仙 台 営 業 所	仙台市宮城野区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市名東区
大 阪 営 業 所	大阪市中央区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
工 場	京都市東山区

子法人等

SHOFU Dental Corporation	米 国 カリフォルニア州
株式会社 滋 賀 松 風	滋賀県 甲賀市
SHOFU Dental GmbH	ド イ ツ ノルトラインヴェストファーレン州
Advanced Healthcare Ltd.	英 国 ケント州
株式会社 昭 研	京都府 京都市
株式会社 プロメック	埼玉県 川口市
上海松風歯科材料有限公司	中 国 上海市
松風歯科器材(上海)有限公司	中 国 上海市

(3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数 64 000 000株
発行済株式総数 16 114 089株
株主数 1 670名（前期末比49名増）
大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)	持株数(千株)	出資比率(%)
スティールパートナーズ シェアビルピー スラディングファクトリア エルピー	1,309	8.13	-	-
クレジット スイス ファースト ポスト ヨーロッパ ピーピー セク ア仁アディ ノントリーティ クライエント	1,174	7.29	-	-
株式会社 京都銀行	765	4.75	287	0.08
日本生命保険相互会社	718	4.46	-	-
株式会社 滋賀銀行	602	3.74	501	0.19
松 風 慎 一	506	3.14	-	-
松 風 定 二	456	2.83	-	-
松風社員持株会	439	2.73	-	-
住友信託銀行株式会社	364	2.26	177	0.01
日新火災海上保険株式会社	339	2.11	50	0.02

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有

取得株式

普通株式 19,300株

取得価額の総額 22,865,833円

処分株式

普通株式 532株

処分価額の総額 619,232円

失効手続をした株式

該当事項はありません。

決算期における保有株式

普通株式 236,770株

第133回定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買い受けた自己株式

該当事項はありません。

(5) 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
676名	64名増

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
418名	3名減	43.14歳	20.26年

(注)上記の従業員数には、使用人兼務取締役(7名)、臨時従業員(53名)、出向者(4名)は含んでおりません。

(6) 企業結合の状況

重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corporation	84千米ドル	100.0%	当社販売品目のアメリカ・カナダ等における販売
株式会社 滋賀松風	152,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、人工歯等の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	当社販売品目のヨーロッパにおける販売
Advanced Healthcare Ltd.	1,240千英ポンド	100.0%	化学製品の研究開発及び製造
株式会社 昭研	24,000千円	100.0%	歯科材料(ゴム製研磨材)の製造
株式会社 プロメック	100,000千円	100.0%	医療用機械器具及び美容器具等の製造、販売並びに輸出入
上海松風歯科材料有限公司	350,000千円	100.0%	日本国内及びアジア向け歯科材料の製造・販売
松風歯科器材(上海)有限公司	1,000千米ドル	100.0%	中国国内向け歯科材料、歯科用機器の販売

企業結合の経過

拡大する中国マーケットに対応するため、平成17年8月29日に「松風歯科器材(上海)有限公司」を設立いたしました。

企業結合の成果

前記の重要な子法人8社を含む子法人は9社であり、すべて連結対象子法人としております。

当期の連結売上高は146億50百万円、前期対比4億18百万円(2.9%)の増収となり、連結当期純利益は8億22百万円、前期対比28百万円(3.5%)の増益となりました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入額(百万円)	借入先が所有する当社の株式	
		持株数(千株)	出資比率(%)
株式会社 京都銀行	500	765	4.75
株式会社 滋賀銀行	250	602	3.74

(8) 取締役及び監査役の氏名、担当又は主な職業

地 位	氏 名	担当又は主な職業
*取締役社長	太田 勝也	
*専務取締役	橋本 孝	営業本部長
*専務取締役	脇野 喜和	国際本部長兼国際部長
常務取締役	梶 浩行	開発・技術・生産本部長
常務取締役	白波瀬 文雄	管理本部長
常務取締役	関 敏明	中国事業統括兼海外生産担当
取締役	坂本 壽秀	生産部長
取締役	西田 喜直	営業部長
取締役	根来 紀行	研究開発部長
取締役	松村 光常	財務部長
取締役	牧野 宏治	人事部長兼総務部長
取締役	南部 敏之	研究開発部研究主幹
取締役	早川 雄一	マーケティング部長
常勤監査役	河合 正勝	
監査役	西田 憲司	公認会計士
監査役	酒見 康史	弁護士

(注)1. *は代表取締役であります。

2. 監査役 西田憲司、酒見康史の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

3. 当期中の取締役の異動

- (1) 平成17年6月28日開催の第133回定時株主総会において、牧野宏治、南部敏之、早川雄一の3氏は取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成17年6月28日開催の第133回定時株主総会終結の時をもって、澤田正昭、西野賢貴の両氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
- (3) 平成17年7月16日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
関 敏明	常務取締役 中国事業統括兼海外生産担当	取締役 技術部長兼海外生産・技術担当

(9) 会計監査人に対する報酬の額

当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	28,476千円
上記の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	22,000千円
上記の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	22,000千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分けしておりませんので、の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

・ 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

記載すべき事項はありません。

(注)本営業報告書中の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,558,694	支払手形及び買掛金	632,630
受取手形及び売掛金	2,518,257	短期借入金	1,035,000
有価証券	702,931	未払法人税等	369,100
棚卸資産	2,910,293	その他	1,311,262
繰延税金資産	485,167	流動負債合計	3,347,992
その他	214,766		
貸倒引当金	198,413		
流動資産合計	13,191,697	固定負債	
固定資産		繰延税金負債	1,050,923
有形固定資産		退職給付引当金	75,043
建物及び構築物	2,373,671	役員退職慰労引当金	426,200
機械装置及び運搬具	435,254	その他	509,234
土地	552,279	固定負債合計	2,061,402
建設仮勘定	287,054		
その他	357,259	負債合計	5,409,394
有形固定資産合計	4,005,519	(資本の部)	
無形固定資産	94,726	資本金	4,474,646
投資その他の資産		資本剰余金	4,641,679
投資有価証券	6,761,925	利益剰余金	8,742,560
繰延税金資産	31,109	その他有価証券評価差額金	1,870,802
その他	912,978	為替換算調整勘定	5,364
貸倒引当金	12,077	自己株式	158,570
投資その他の資産合計	7,693,935		
固定資産合計	11,794,180	資本合計	19,576,483
資産合計	24,985,878	負債、少数株主持分及び資本合計	24,985,878

連 結 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		14,650,239
売 上 原 価		6,829,503
売 上 総 利 益		7,820,736
販売費及び一般管理費		6,512,053
営 業 利 益		1,308,682
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	39,172	
受 取 配 当 金	47,540	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	43,549	
会 費 収 入	73,147	
保 険 収 入	57,226	
そ の 他	55,455	316,092
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,389	
売 上 割 引	113,452	
当 社 主 催 会 費 用	113,240	
そ の 他	38,998	280,080
経 常 利 益		1,344,693
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	43,432	43,432
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	29,620	29,620
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,358,506
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	502,894	
法 人 税 等 調 整 額	32,675	535,570
当 期 純 利 益		822,935

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

子法人等は全て連結されております。

連結子法人等の数 9社

連結子法人等の名称

株式会社 滋賀松風、株式会社 プロメック、株式会社 昭研、SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、SHOFU Dental Products Ltd.、SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、SHOFU Dental Supplies(Shanghai) Co., Ltd.

なお、SHOFU Dental Supplies(Shanghai)Co., Ltd.については、当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結子法人等に含めております。

2. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうちSHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.及びSHOFU Dental Supplies(Shanghai)Co., Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子法人の事業年度に係る計算書類を使用しております。但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券...償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの.....連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

主として先入先出法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 3～12年

無形固定資産

主として定額法を採用しております。

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

会計基準変更時差異（1 798 844千円）については、7年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、海外の連結子法人等は主に確定拠出方式を採用しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく連結会計年度末要支給額全額を引当計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産及び負債、並びに収益及び費用は連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

5. その他の重要な会計方針

「商法施行規則」第200条の規定を適用し、連結貸借対照表、連結損益計算書の用語及び様式の一部について、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表注記)

有形固定資産の減価償却累計額 6 812 431千円

(連結損益計算書注記)

1株当たり当期純利益 49円42銭

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

株式会社 松 風
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 市 田 龍 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 佐々木健次 印
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社松風の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第134期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社松風及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第134期営業年度における連結貸借対照表及び連結損益計算書（以下「連結計算書類」という）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月12日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 河合 正勝 印

監 査 役 西田 憲司 印

監 査 役 酒見 康史 印

（注）監査役西田憲司及び監査役酒見康史は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,551,685	支払手形	148,370
受取手形金	809,410	買掛金	507,263
売掛金	1,704,372	短期借入金	1,035,000
有価証券	702,931	未払金	211,483
商品	885,215	未払費用	640,938
製品	432,045	未払法人税等	282,000
原材料	102,467	未払消費税等	41,230
仕掛品	492,951	前受金	485
貯蔵品	302,767	預り金	20,522
前渡金	1,000	前受収益	39,340
前払費用	61,668	設備建設関係支払手形	141,791
繰延税金資産	346,956	その他の流動負債	81
その他の流動資産	73,149	流動負債合計	3,068,509
流動資産合計	10,466,622		
貸倒引当金	194,800	固定負債	
差引流動資産合計	10,271,822	繰延税金負債	988,003
固定資産		役員退職慰労引当金	412,290
有形固定資産		預り保証金	371,730
建物	1,588,300	その他の固定負債	102,750
構築物	134,288	固定負債合計	1,874,773
機械・装置	273,685		
車両・運搬具	915	負債合計	4,943,282
工具・器具備品	223,725		
土地	180,917	(資本の部)	
建設仮勘定	207,134	資本金	4,474,646
有形固定資産合計	2,608,968	資本剰余金	
無形固定資産		資本準備金	4,576,703
ソフトウェア	85,753	その他資本剰余金	
電話加入権	6,214	自己株式処分差益	64,975
無形固定資産合計	91,968	その他資本剰余金合計	64,975
投資その他の資産		資本剰余金合計	4,641,679
投資有価証券	6,761,925	利益剰余金	
関係会社株	1,676,746	利益準備金	1,118,661
出資金	8,720	任意積立金	
長期貸付金	13,829	配当準備金	260,000
従業員長期貸付金	550	固定資産圧縮積立金	13,944
関係会社長期貸付金	308,980	特別償却準備金	1,353
破産債権	4,897	別途積立金	740,000
長期前払費用	5,900	任意積立金計	1,015,298
差入保証金	188,449	当期末処分利益	4,670,402
役員退職年金掛金	100,764	利益剰余金合計	6,804,361
長期性預金	300,000	その他有価証券評価差額金	1,870,802
前払年金費用	243,438	自己株式	158,570
その他の投資	11,019		
投資その他の資産計	9,625,221	資本合計	17,632,920
貸倒引当金	21,777	負債・資本合計	22,576,202
差引投資その他の資産合計	9,603,444		
固定資産合計	12,304,380		
資産合計	22,576,202		

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,832,189
売 上 原 価		6,798,510
売 上 総 利 益		6,033,678
販売費及び一般管理費		5,119,766
営 業 利 益		913,911
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,374	
有 価 証 券 利 息	13,042	
受 取 配 当 金	97,274	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	43,549	
会 費 収 入	72,312	
保 険 収 入	55,052	
そ の 他	108,902	401,507
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,042	
売 上 割 引	113,452	
当 社 主 催 会 費 用	111,982	
そ の 他	38,140	277,618
経 常 利 益		1,037,800
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	43,376	43,376
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	29,620	29,620
税 引 前 当 期 純 利 益		1,051,557
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	312,128	
法 人 税 等 調 整 額	74,725	386,853
当 期 純 利 益		664,703
前 期 繰 越 利 益		4,132,783
中 間 配 当 額		127,085
当 期 未 処 分 利 益		4,670,402

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券.....償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式.....移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券

時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商	品	}	先入先出法による原価法	
製	品			
原	材			料
仕	掛			品
貯	蔵			品

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産.....定率法
- (2) 無形固定資産.....定額法

但し、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

但し、当期は年金資産が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

会計基準変更時差異(1,796,402千円)については、7年による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく期末要支給額全額を引当計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

7. その他の重要な会計方針

「商法施行規則」第200条の規定を適用し、貸借対照表、損益計算書の用語及び様式の一部について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

(会計方針の変更)

固定資産の減損に係る会計基準

当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(貸借対照表注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,644,453千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	353,338千円
短期金銭債務	144,795千円
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及び周辺機器並びに営業用車両等につきましては、リース契約により使用しております。
4. 役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金に該当いたします。
5. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は1,870,802千円であります。

(損益計算書注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	999,964千円
仕入高	1,669,373千円
営業取引以外の取引高	186,693千円
2. 販売費及び一般管理費に含まれている研究開発費は983,933千円であります。
3. 1株当たり当期純利益 39円59銭

利益処分案

当期末処分利益		4,670,402,112円
任意積立金取崩額		1,864,564円
固定資産圧縮積立金	510,635円	
特別償却準備金	1,353,929円	
合 計		4,672,266,676円

これを次のとおり処分いたします。

利益処分額 194,623,190円

株主配当金	158,773,190円
(普通配当1株につき10円)	
役員賞与金	35,850,000円
(うち監査役賞与金 2,000,000円)	

次期繰越利益 4,477,643,486円

(注)平成17年9月30日現在の株主に対し平成17年12月9日に127,085,136円(1株につき8円)の中間配当を実施いたしました。

独立監査人の監査報告書

平成18年5月9日

株式会社 松 風
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 市田 龍 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 佐々木健次 印
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社松風の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第134期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第134期営業年度における取締役の職務執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。さらに、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月12日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役 河合 正勝 印

監査役 西田 憲司 印

監査役 酒見 康史 印

(注) 監査役西田憲司及び監査役酒見康史は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第134期利益処分案承認の件

利益処分につきましては、経営基盤の拡充・強化を図る一方、安定した配当の維持に努めたく、その内容は添付書類23頁に記載のとおりといたしたく存じます。当期の株主配当金は、1株につき10円とさせていただきます。存じます。

これにより、中間配当金を加えた通期の株主配当金は、1株につき18円となります。

当期の役員賞与につきましては、期末時の取締役13名及び監査役3名に対し、役員賞与35,850,000円（うち監査役賞与2,000,000円）を支給したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 会社法（平成17年法律第86号）並びに会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）及び会社計算規則（同第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をお諮りするものであります。

株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第18条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面又は電磁的記録によるその承認を行うことができるよう、変更案第24条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

剰余金の配当等を取締役会の決議により機動的に実施することができるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

(2) 「電子公告制度導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、電子公告制度の導入が可能となりました。公告内容の周知性の向上と合理化を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p>	<p>第 1 章 総 則</p>
<p>(目 的)</p>	<p>(目 的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>	<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p>
<p>(1)医療用具、医薬部外品並びに医薬品の製造及び輸出、輸入並びに販売</p>	<p>(1)医療機器、医薬部外品並びに医薬品の製造及び輸出、輸入並びに販売</p>
<p>(2)(記載省略)</p>	<p>(2)(現行どおり)</p>
<p>(3)動物用医療用具の製造及び輸出、輸入並びに販売</p>	<p>(3)動物用医療機器の製造及び輸出、輸入並びに販売</p>
<p>(4)(記載省略)</p>	<p>(4)(現行どおり)</p>
<p>(5)コンピューターを用いた歯科用機械器具、医療用機器、動物用医療用具、玩具の開発及び販売</p>	<p>(5)コンピューターを用いた医療機器、動物用医療機器、玩具の開発及び販売</p>
<p>(6)~(11)(記載省略)</p>	<p>(6)~(11)(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(機関の設置)</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告の方法)</p>
<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、</u>日本経済新聞に掲載して公告する。</p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>(会社が発行する株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社が発行する株式の総数は6,400万株とする。</p>	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は6,400万株とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p>
	<p>第7条 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は100株とする。</u></p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p>第9条 当社の発行する株券の種類は、<u>取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数は100株とする。</u></p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株主（<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株式取扱規則)</u></p> <p><u>第11条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増請求)</u></p> <p><u>第12条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p><u>(基準日)</u></p> <p><u>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使できる株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p><u>2.前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録質権者とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第12条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を請求することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p>第13条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)法令により定款をもってしても制限することができない権利</p> <p>(2)株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、<u>毎営業年度終了後3カ月以内に招集する。</u></p> <p>2 . <u>前項のほか必要があるときは、臨時株主総会を招集する。</u></p> <p>(招 集 者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集する。</u></p> <p>2 . (記載省略)</p> <p>(議 長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 . <u>商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(3)<u>単元未満株式買増請求をする権利</u></p> <p>(基 準 日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、<u>定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>(招 集)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p>(招 集 権 者 及 び 議 長)</p> <p>第16条 株主総会は、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 . (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、<u>法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 . <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="196 160 612 219">分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。</p> <p data-bbox="328 298 432 320">(新 設)</p> <p data-bbox="156 495 374 519">(議決権の代理行使)</p> <p data-bbox="149 529 612 687">第18条 株主は、当会社の他の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は代理権を証する書面を、総会ごとに当会社へ提出しなければならない。</p> <p data-bbox="156 731 262 755">(議事録)</p> <p data-bbox="149 765 612 854">第19条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名押印する。</p> <p data-bbox="156 865 612 924">2. 株主総会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p data-bbox="190 964 572 988">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="156 1032 260 1056">(員 数)</p> <p data-bbox="149 1066 597 1090">第20条 当会社の取締役は13名以内とする。</p> <p data-bbox="156 1132 306 1156">(選任の方法)</p> <p data-bbox="149 1166 618 1292">第21条 取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</p> <p data-bbox="156 1302 612 1326">2. 前項の選任決議は、累積投票によらない</p>	<p data-bbox="690 160 1107 219">株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p> <p data-bbox="647 264 1036 287">(参考書類等のインターネット開示)</p> <p data-bbox="643 298 1108 455">第18条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p data-bbox="647 495 869 519">(議決権の代理行使)</p> <p data-bbox="643 529 1108 687">第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、当会社へ提出しなければならない。</p> <p data-bbox="820 765 927 789">(削 除)</p> <p data-bbox="684 964 1065 988">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="647 1032 756 1056">(員 数)</p> <p data-bbox="643 1066 1116 1090">第20条 当会社の取締役は、13名以内とする。</p> <p data-bbox="647 1132 801 1156">(選任の方法)</p> <p data-bbox="643 1166 1116 1292">第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="647 1302 1105 1326">2. 取締役の選任については、累積投票によ</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>ものとする。</p> <p>(任 期) 第22条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の<u>招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役会は、<u>取締役全員及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第24条 (記載省略)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役の選任) 第25条 取締役会はその決議により、<u>取締役会長・取締役副会長・取締役社長・取締役副社長・専務取締役及び常務取締役を選任することができる。</u></p> <p>2. 取締役社長は代表取締役とする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第26条 取締役の<u>報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>らないものとする。</p> <p>(任 期) 第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。<u>ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. 取締役会は、<u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役及び代表取締役の選任) 第26条 取締役会は、<u>その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができる。</u></p> <p>2. 取締役社長は、<u>代表取締役とする。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 前項の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。</p> <p>第27条（記載省略）</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条（記載省略）</p> <p>（選任の方法）</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</p> <p>（任 期）</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>（監査役補欠者）</p> <p>第31条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ定時株主総会において監査役補欠者を選任することができる。</p> <p>2. 監査役補欠者は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。</p> <p>3. 前項により選任された監査役補欠者の選</p>	<p>会の決議によって定める。</p> <p>2. 前項の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。</p> <p>第28条（現行どおり）</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条（現行どおり）</p> <p>（選任の方法）</p> <p>第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>（任 期）</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p><u>4．監査役補欠者が、監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発するものとする。</u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2．<u>監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。</u></p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役は、その互選により、常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2．<u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>第 6 章 計 算</p>	<p>第 6 章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第36条 <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第36条 <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主配当金)</p> <p><u>第37条 株主配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第38条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第39条 株主配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3カ年を経過しても受領されないときは、当社は支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>第7条(1単元の株式の数)の変更は、平成18年2月1日より施行する。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第38条 剰余金の配当としての期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第39条 期末配当金及び中間配当金が、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れる。</u></p> <p>(削 除)</p>

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役 太田勝也、橋本 孝、脇野喜和、梶 浩行、白波瀬文雄、関 敏明、坂本壽秀、西田喜直、根來紀行、松村光常、牧野宏治、南部敏之及び早川雄一の13氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、13名の取締役の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに 当社の取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の株式の数
1	太田 勝也 (昭和19年11月30日生)	平成元年6月 取締役財務部長 平成8年7月 常務取締役財務部長兼総務・人事担当 平成9年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成11年3月 常務取締役管理本部長 平成12年7月 取締役社長(代表取締役)(現在)	47,757株
2	橋本 孝 (昭和18年8月21日生)	平成7年10月 株式会社京都銀行 九条支店 支店長 平成9年4月 当社入社 営業部長 平成9年6月 取締役営業部長 平成10年7月 常務取締役営業本部長兼営業部長 平成12年7月 専務取締役営業本部長兼営業部長 平成12年7月 代表取締役(現在) 平成15年4月 専務取締役営業本部長 兼マーケティング部長 平成17年4月 専務取締役営業本部長(現在)	47,400株
3	脇野 喜和 (昭和21年6月16日生)	平成元年6月 取締役営業部次長(貿易担当) 平成元年7月 取締役営業部国際業務担当部長 平成9年4月 取締役国際業務部長 平成11年7月 常務取締役国際本部長兼国際部長 平成16年7月 専務取締役国際本部長兼国際部長 (代表取締役)(現在)	31,000株
4	梶 浩行 (昭和17年12月19日生)	平成5年6月 取締役技術部長 平成10年4月 取締役生産部長 平成12年7月 常務取締役開発・技術・生産本部長 兼生産部長 平成15年4月 常務取締役開発・技術・生産本部長 (現在)	22,600株
5	白波瀬 文雄 (昭和19年5月24日生)	平成4年8月 株式会社京都銀行 広報部長 平成11年3月 当社入社 財務部長 平成11年6月 取締役財務部長 平成12年7月 常務取締役管理本部長兼財務部長 平成14年4月 常務取締役管理本部長兼財務部長 兼人事部長 平成15年4月 常務取締役管理本部長(現在)	38,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに 当社の取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の株式の数
6	関 敏明 (昭和21年10月12日生)	平成5年6月 取締役生産部長 平成10年4月 取締役技術部長 平成15年4月 取締役技術部長兼特別プロジェクト担当 平成16年7月 取締役技術部長兼海外生産・技術担当 平成17年7月 常務取締役中国事業統括 兼海外生産担当(現在) [Advanced Healthcare Ltd. 代表取締役] [上海松風齒科材料有限公司 董事長] [松風齒科器材(上海)有限公司 董事長]	22,600株
7	坂本 壽秀 (昭和19年4月29日生)	平成13年4月 生産部担当部長兼生産技術室長 兼滋賀松風担当室長 平成14年4月 生産部担当部長兼生産技術室長 平成15年4月 生産部長兼生産技術室長 平成15年6月 取締役生産部長兼生産技術室長 (現在) [株式会社滋賀松風 代表取締役社長]	7,400株
8	西田 喜直 (昭和25年11月24日生)	平成11年4月 営業部福岡営業所長 平成14年4月 営業部次長兼営業管理課長 平成15年4月 営業部長兼営業管理課長 平成15年6月 取締役営業部長兼営業管理課長 平成16年4月 取締役営業部長(現在)	6,800株
9	根来 紀行 (昭和31年3月9日生)	平成12年10月 研究開発部第二研究室長 平成14年4月 研究開発部次長 平成15年4月 研究開発部長兼第一研究室長 平成15年6月 取締役研究開発部長 兼第一研究室長(現在)	7,700株
10	松村 光常 (昭和24年12月16日生)	平成9年4月 財務部財務課長 平成14年4月 財務部次長兼財務課長 平成15年4月 財務部長 平成16年6月 取締役財務部長(現在)	4,800株
11	牧野 宏治 (昭和24年4月13日生)	平成10年4月 営業部名古屋営業所長 平成14年4月 人事部次長 平成15年4月 人事部長 平成17年4月 人事部長兼総務部長 平成17年6月 取締役人事部長兼総務部長 平成18年4月 取締役人事部長(現在)	7,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに 当社の取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の株式の数
12	南部 敏之 (昭和27年1月28日生)	平成4年11月 株式会社ライフテック研究所 取締役所長 平成12年10月 当社入社 研究開発部研究企画室 主席研究員 平成16年4月 研究開発部研究主幹 平成17年6月 取締役研究開発部研究主幹(現在) [株式会社プロメック 代表取締役社長]	3,300株
13	早川 雄一 (昭和28年9月6日生)	平成11年4月 営業部東京営業所(現 東京支社)次長 平成16年4月 マーケティング部次長 平成17年4月 マーケティング部長 平成17年6月 取締役マーケティング部長(現在)	5,800株

(注)各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化、充実を図るため、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
池内 幹夫 (昭和21年6月16日生)	昭和45年3月 当社入社 平成10年10月 営業部仙台営業所長 平成14年4月 営業部東京支社長 平成18年4月 営業本部長付(担当部長)(現在)	4,800株

(注)候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役が欠けた場合に備え、改めて監査役補欠者1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

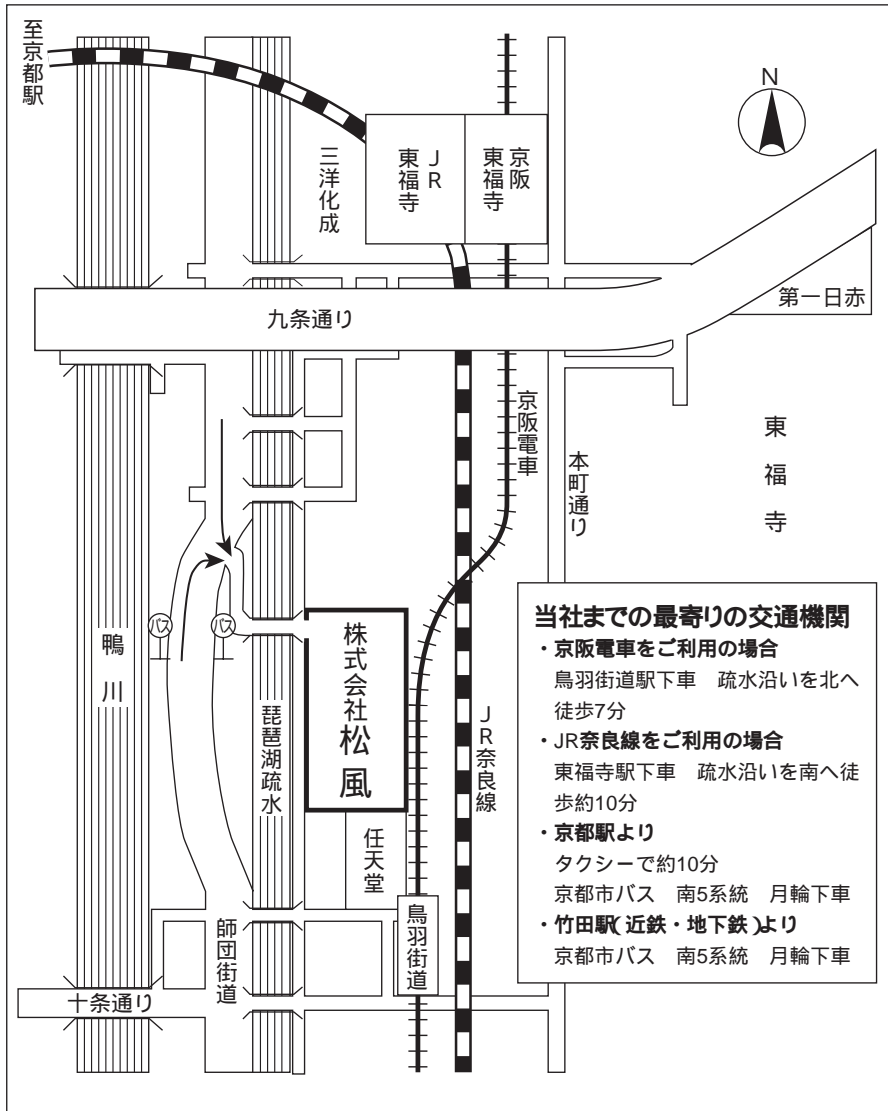
本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、小原正敏氏は、会社法第2条第1項第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数
小原 正敏 (昭和26年4月25日生)	昭和54年4月 大阪弁護士会登録 吉川綜合法律事務所 (現 きっかわ法律事務所)入所 昭和62年2月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授 平成17年6月 当社監査役補欠者(現在)	-

(注)候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以 上



鴨川東岸線工事につき当社への進入口が変更されていますので、ご注意ください。